

2026 サイクルフェスタ 実施業務要求水準書

1 業務名

2026 サイクルフェスタ 実施業務

2 履行期間

契約締結日から令和8年12月25日まで

3 履行場所

さいたま市大宮区北袋町1丁目地内

4 予算の上限額

14,190,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 業務の目的

本業務は、本市の自転車施策を総合的にとりまとめた「さいたま自転車まちづくりプラン～さいたまはーと～」の推進に向け、市の自転車政策の取り組みや、自転車の魅力を広く効果的に発信するとともに、さらなる自転車利用の促進、交通ルールの遵守・徹底、交通マナーの意識向上などを図ることを目的とした「サイクルフェスタ」開催することを目的とする。

6 イベントの概要

(1) イベントテーマ

前述した業務の目的に合致するように「自転車 × 未来社会」をメインテーマに、家族連れからサイクリストまで、多くの方が参加、体験できるイベントとして、ブースの設置や、体験コーナー、賑わいステージなどを設け、自転車施策の啓発を図るため実施すること。

(2) 開催日時（予定）

令和8年11月14日（土） 11:00～16:30

令和8年11月15日（日） 10:00～16:30

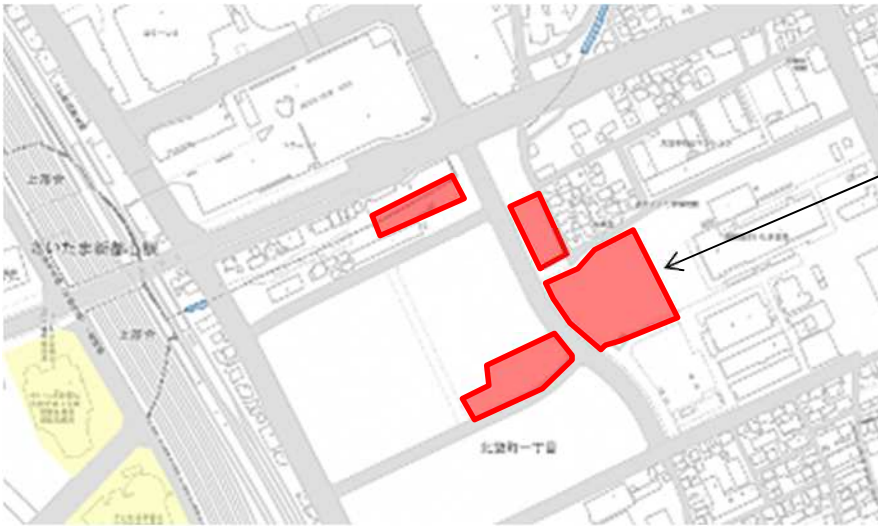
(3) 来場者数

28,000人を想定（令和5年度開催時の参加者数と同等）

(4) 開催場所

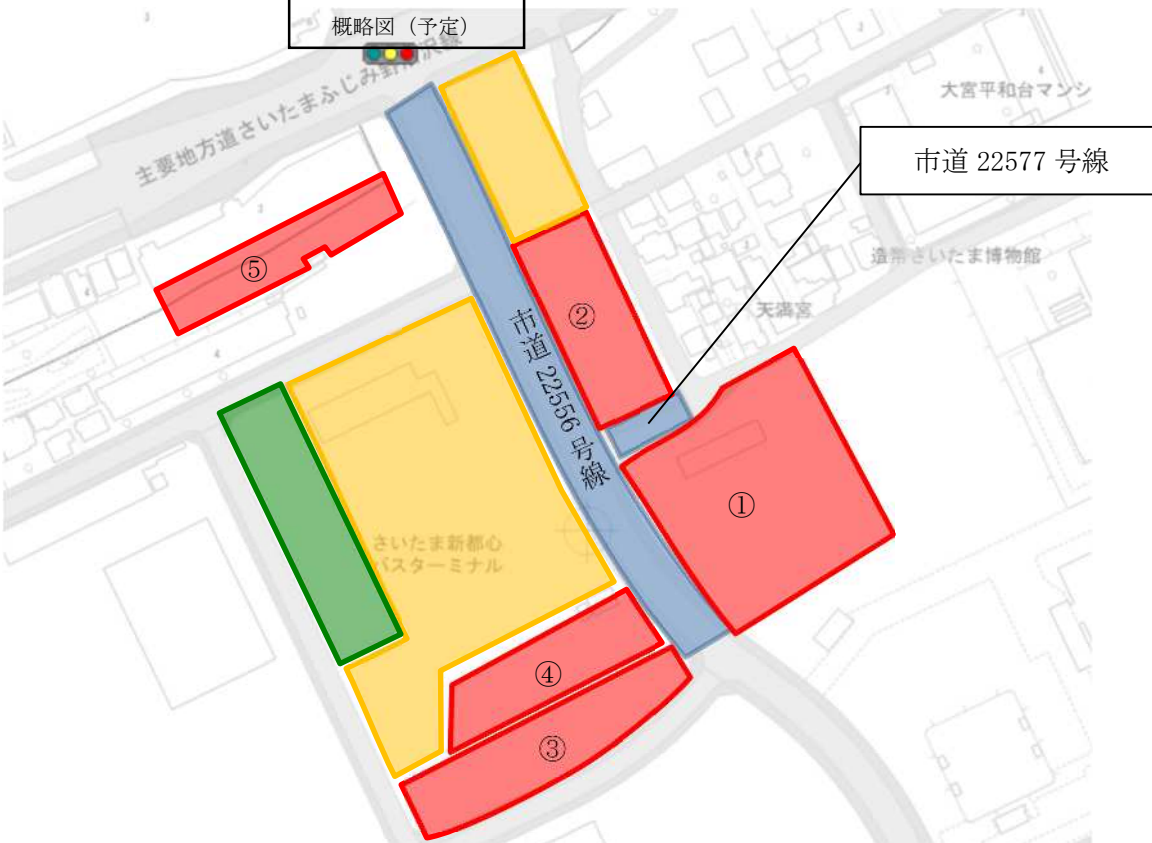
さいたま市大宮区北袋町1丁目地内（さいたま新都心公園 外）

(開催場所周辺図)



サイクルフェスタ
実施予定場所

(開催場所位置図)



- サイクルフェスタ会場敷地
- ①さいたま新都心公園 ②新都心さくら広場の一部 ③新都心みどり広場 ④さいたま新都心バスターミナル内一般車駐車場
- ⑤高沼遊歩道の一部
- 市道 22556 号線・22577 号線 11月15日(日) 9:00~18:30 車両通行止め予定
- 別イベント開催予定敷地 (さいたま新都心バスターミナル、新都心さくら広場の一部)
- 別イベントとの共用予定敷地 (バス停留場の一部)

会場における留意点は以下のとおり。

※1 各会場敷地の使用予定期間は次のとおり。

- ①さいたま新都心公園：開催日及び前後2日の6日間
- ②新都心さくら広場の一部：開催日及び前後2日の6日間
- ③新都心みどり広場：開催日及び前後2日の6日間
- ④さいたま新都心バスターミナル内一般車駐車場：開催日及び前後1日の4日間
- ⑤高沼遊歩道の一部：開催日及び前後2日の6日間

※2 歩道および公園内については、一部車両が通ることを想定した補強がされていないところもあるので、進入の際は市と協議のもと、鉄板等で歩道境界ブロックやインターロッキング舗装等を傷めないよう養生すること。なお、会場撤収後に、各施設における原状復旧を市が求める場合は、受託者が原状復旧を行うものとする。

※3 会場内の芝生や植栽等については、現場をよく確認し、養生を行うなど配慮すること。なお、会場撤収後に、各施設における原状復旧を市が求める場合は、受託者が原状復旧を行うものとする。

※4 会場出入り口の場所は、検討事項に含むものとする。

※5 青着色部の市道（市道22556号線の一部及び市道22577号線の一部）については、11月15日（日）9：00～18：30の間で車両通行止めとなり、その期間中は会場敷地に面した道路上を活用することができるものとする。ただし、限られた時間のなかで準備・片付けが可能な内容とすること。

（なお、さいたまクリテリウム開催に伴い、参加者の動線確保に留意すること。）

※6 別イベントとの共有予定敷地であるバス停留場の一部の使用については開催日の一部時間帯のみ使用できるものとする。但し、テント等の備品が残置されるため、使用にあたっては留意すること。

※7 上記会場内にイベント専用の自転車駐車場は用意しないものとする。なお、会場北側にある高沼遊歩道（サイクルフェスタ会場敷地を除いた箇所）にさいたまクリテリウムとの共同駐輪場を設置する予定としている。駐輪場の設営、必要な人員及び備品の手配については、さいたまクリテリウム主催者及び市で実施するものとする。

※8 会場及び使用期間等については、別イベントの調整等により変更となる可能性があるが、現予定地で提案すること。

7 業務内容

サイクルフェスタの実施にあたり、イベントの企画、調整、PR活動、管理、運営、設営・撤去及び警備等を実施するものとする。なお、本イベントについては、同日開催となる「ツール・ド・フランスさいたまクリテリウム」及び「さいたまるしえ」と相互間での連携を図りながら業務を遂行するものとする。

また、本業務の目的を達成するため、自転車の魅力や自転車を活用したまちの魅力の発信、安全利用啓発について、「さいたま自転車まちづくりプラン～さいたまは一と～」の基本理念や将来像に則した内容の企画の提案を行うこと。

以下にサイクルフェスタイベント企画の基本的な実施事項を示す。

なお、①の企画において、「さいたまは一と推進協議会」委員（別表委員名簿を参照）と連携を行うことを基本とする。

① 体験ゾーンの設置・運営

「さいたま自転車まちづくりプラン～さいたまはと～」で掲げられている4つの施策の柱である「たのしむ」、「まもる」、「はしる」、「とめる」の視点から、子供から大人まで実体験として楽しめる自転車や他のモビリティの体験ゾーンを企画、提案すること。

以下を業務に含む。

- ・体験ゾーンの設置に必要な機材の手配、設置、管理
- ・参加者の募集、受付、管理等
- ・謝金等が発生する場合はそれを業務に含む

② 会場レイアウトの作成

開催会場及び提案内容を踏まえるとともに、下記会場コンテンツ（案）を全て含めた会場レイアウトを作成し、提案すること。なお、安全なイベント運営を考慮したレイアウトとすること。

（会場コンテンツ）

- ・体験ゾーン
- ・ブースゾーン※1
- ・安全管理上必要な設備（開催本部、警備本部、救護所（簡易ベッド、目隠し）等）
- ・トイレ 等

※1 ブース出展数は50ブース程度とし、ブースの間隔、参加者の待機列等を考慮した配置とすること。

1ブースの大きさは、3,600mm×2,700mm程度を標準とし、原則として各ブースに設置すること。ただし、飲食販売ブースについてはキッチンカーを使用することも可とする。

なお、うち20ブース程度は有償で募集を行うことを想定し、その際に出展者が支払う出展料については、受託者に帰属するものとする。（出展料については協議の上、決定するものとする。）

また、ブースの利用内訳は、以下を予定する。

《10ブース》飲食販売ブース

《40ブース》物販・PRブース

（1）公共ブース

（さいたまはと推進協議会委員実施事業、安全啓発・自転車のまちのPR等）

（2）自転車関連グッズの物販、展示等

（3）その他（さいたまクリテリウム関連ブース等）

※2 想定来場者数（28,000人）及び、さいたまクリテリウムレースコースが隣接していること等を考慮し、安全面の確保、休憩スペースの確保など、適正な会場配置を企画すること。会場内からのクリテリウムレース観覧は禁止とするため、観覧ができないよう会場レイアウトを工夫すること。また、警察からの指導により会場出入口やブースレイアウトに変更の可能性があることに留意すること。

※3 出展者、スタッフ等の駐車場については、前述の開催場所位置図で示した「④さいたま新都心バスターミナル内一般車駐車場」を使用するものとする。なお、同駐車場の出入口は車両通行止めとなる箇所に面しており、車両通行止め期間中は車両の出入りができなくなることに留意すること。

※4 会場内はすべて駐輪禁止とすること。

※5 適切な箇所に誘導、案内を目的とした看板や会場マップ等の設置を提案に含むものとする。

③「自転車魅力発信ブース」の設置及びイベントの企画・実施

ブースゾーンに「自転車魅力発信」ブースを設置し、来場者に自転車のメリットや魅力、特に「さいたま市での自転車利用の魅力」を発信し、来場者に自転車利用を促進するイベントを企画し、実施すること。

その際には「さいたま自転車まちづくりプラン～さいたまはひと～」で掲げられている4つの施策の柱である「たのしむ」、「まもる」、「はしる」、「とめる」のそれぞれの視点を踏まえたものすること。

また、ブースの来場者に対して当課が指定する内容のアンケートを実施すること。（集計作業までを含む。）

なお、ブース運営の人員や消耗品等の一部について委託者が提供し、受託者と協力して運営することとする。

④その他イベント全体の企画・管理・運営等

上記提案を含め、イベント全体が円滑に進行されるよう企画管理運営業務を行うこと。主な業務は以下のとおり。

ア イベント当日の開催に係る管理運営業務（必要な人員配置を含む）

- ※1 イベント当日の運営その他の必要な人員については、受託者にて配置すること。
- ※2 イベント当日の運営人員その他の必要な人員の一部については市職員を動員することも可とする。
- ※3 会場内はすべて駐輪禁止区域となるため、駐輪行為の監視や駐輪場への案内についても留意すること。

イ イベント全体の設営・撤去に係る業務

大まかな設営・撤去に係るスケジュールは以下のとおり。

11月12日	：設営作業開始
11月13日	：設営作業
11月14日	：設営作業
11月14日 11時	：イベント開催
11月15日	：イベント開催
11月15日 16時半	：イベント閉会、撤去作業開始
11月16日	：撤去作業
11月17日	：撤去作業完了

- ※1 設営及び撤去の作業可能時間は9:00～19:00とする。但し、当日に限り7:00から作業を可能とする。日没後の設営撤去作業を行う際は、夜間照明を考慮すること。

また、設営作業開始から撤去作業完了に至るまでの間、夜間も含めて資機材を適切に管理すること。

- ※2 設営及び撤去作業時に会場及びその周辺において、安全管理のために必要な警備を行うこと。

また、近隣住民への騒音対策及び周辺交通への影響を考慮し、搬入出車や作業車を周辺道路等に待機させることについて、固く禁ずるとともに対策を行うこと。

- ※3 開催場所位置図で示した「④さいたま新都心バスターミナル内一般車駐車場」はゲート式一般車駐車場であり、大型車が進入できないことに留意すること。また、当該地は開催日前々日ま

で一般利用者の駐車場となっていることから、委託者の指示のもと、駐車場管理者と連携し、開催日前日から利用禁止となる旨の事前周知及び開催日前々夜から一般利用者への利用制限を行い、開催日当日の関係者駐車スペースを確保すること。

※4 会場設営箇所について、設営開始の2週間程度前から設営及びイベント開催の予告看板を設置すること。

※5 撤去後には施設管理者立会いの下、施設の確認を行い、原状復旧を求める場合があるため、留意すること。

ウ ブース出展の募集、調整及び運営

※1 原則としてブース看板、机（2台）、椅子（3脚）を各ブースの備品として用意すること。なお、その他の備品を希望する出展者に対し、有料対応を行うことを可とする。また、出展者が発電機を持込、使用することを想定し、安全に利用できるよう対応すること。

※2 開催時間外にブース内に立ち入りできないようにするため、ブーステントは幕等により開閉できる仕様とすること。

※3 飲食ブース周辺は入場者の飲食に伴い、廃棄物が多く発生することが見込まれることから適切に処理を行うこと。撤収時はフェスタ開催期間中に発生した廃棄物を回収し、処理すること。

※4 「さいたま市みんなのアプリ（さいコイン・たまポン）」を利用した決済を各ブースで実施できるよう調整を行うこと。なお、調整事項については以下を想定している。

- ・使用に必要な情報を出店説明会やホームページ等において各ブース出展者に共有、提供すること。また、使用に必要な資料等を各ブース出展者に配布すること。
- ・市外の事業者がブース出展を行った場合等に受託者が主体となって必要な手続きを行ったうえで、売り上げのとりまとめを行い、各ブース出展者に振込を行うこと。

エ ブース出展者との連絡調整及び説明会の実施

オ 本市及び関係機関（さいたまクリテリウム主催者等）などとの連絡調整

カ イベント当日の各会場案内及び来場者カウント業務

キ 開催本部、警備本部、救護室 外、上記会場レイアウトの提案を踏まえた必要設備の設置

※1 救護人員等（医師、看護師、救護用品）についてはさいたまクリテリウム主催者が手配を行うため、手配に係る費用の支払いを行うこと。（費用についてはさいたまクリテリウム主催者と受託者において按分して負担するものとする。）

ク 安全管理及び消防、保健所等への各種許認可関係必要書類の作成、とりまとめ及び提出

ケ 会場全体の警備関係業務の計画立案、警備の実施

※1 当日の警備誘導については、会場内警備の他にさいたまクリテリウム主催者との連携し、配置が必要となる箇所がある。

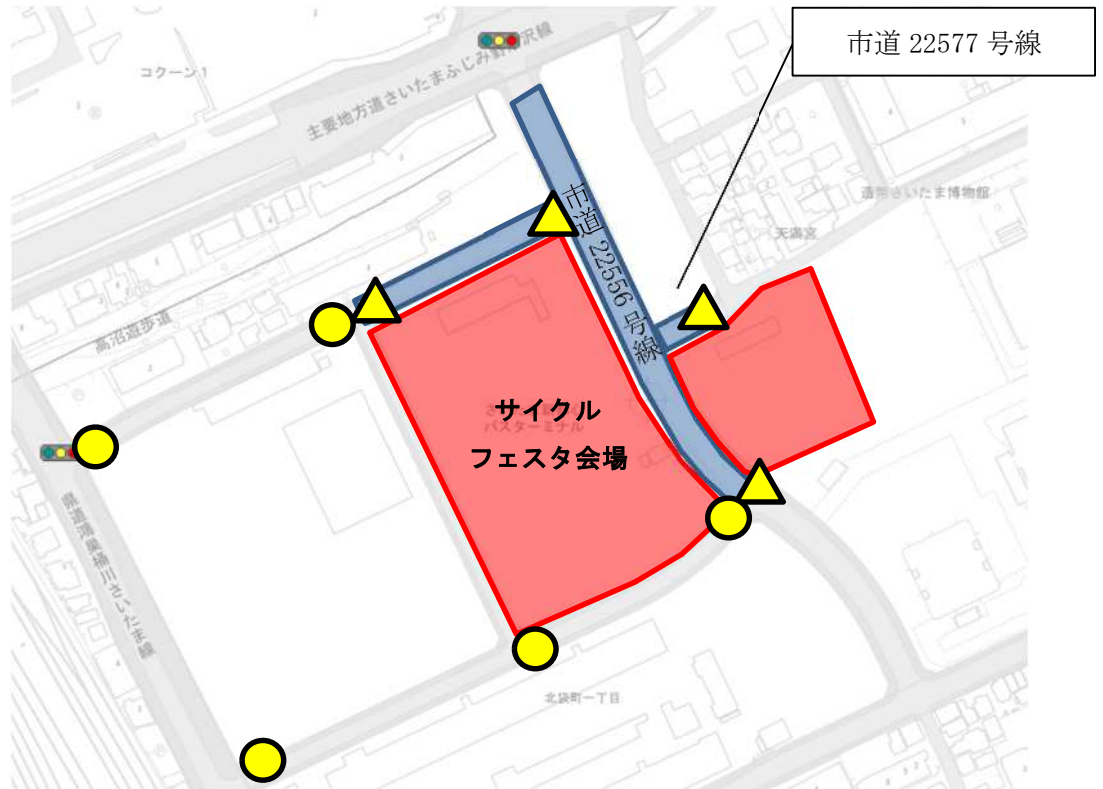
その箇所については、さいたまクリテリウム主催者が警察協議の上、確定するものであり、契約当初は未確定であるが、昨年度実績を踏まえ、費用を見込むこと。（費用についてはさいたまクリテリウム主催者と按分して負担するものとする。）

なお、昨年度実績から変更となる場合には変更契約により対応するものとする。

昨年度実績を以下に示す。

配置人数：警備員5名（4ヶ所、交代要員1名を含む）、誘導員6名（5カ所、交代要員1名を含む）

配置図：警備員・・・△で示した箇所に配置、誘導員・・・○で示した箇所に配置。



※ サイクルフェスタに起因する警備は別途、計画提案に含めること。

コ 業務実施計画書、運営マニュアル等の必要資料の作成

- ※1 不測の事故等が発生した場合は受託者が責任をもって対応することとし、その内容を実施計画書に含むこと
- ※2 実施計画書は業務全体を通しての必要手続の時期、担当者等を記載した詳細なスケジュール管理表等を含む。
- ※3 業務着手時に作成し、状況の変化に応じて適宜修正をおこない、委託者に情報共有を図ること。

サ イベント保険等への加入

シ SNS を活用した広告・周知

- ※1 SNS は Instagram 等を想定し、その内容については委託者と協議のうえ決定する。

8 成果物

- (1) 報告書（ファイル綴じ） 2部
- (2) 報告書データ（PDF等）DVD-R 2部
- (3) その他委託者が必要と認めるもの

9 委託料の支払い

委託料の支払は、業務完了後、業務完了報告書を提出し、委託者の完了検査を経た後、一括払いとする。

10 その他

- (1) 本業務の遂行に係る各種法令等を遵守するほか、「さいたま市契約規則」、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。なお、「仕様書」については、本要求水準書に従って受託者が作成し委託者へ提出した企画提案書を基に、委託者と受託者の協議の上で作成する。
- (2) 本要求水準書に記載のない事項及び疑義がある場合は、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。
- (3) 受託者は、事業実施にあたり、適宜、委託者と協議を行うものとする。
- (4) 受託者において本要求水準書で定める事項から逸脱する行為が認められた場合には、委託者は再調査の実施または業務の中止を受託者に命じることがある。
- (5) 受託者は業務遂行中、不測の事故等が発生した場合には、直ちに委託者へ連絡するとともに、適切な処理を行わなければならない。
- (6) 感染症の拡大状況、大規模災害や気象警報発生等により本業務の実施を中止すると委託者が判断した場合（受託者の責めによる場合を除く）は、受託者は業務が完了している部分の業務報告を行い、委託者が適正と認めた場合に限り業務を完了した部分についての委託料を支払うものとする。なお、その際は必ず、受託者は完了した業務及び金額が分かる内訳を提出することとする。
- (7) 受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるよう努めること。

さいたまはーと推進協議会 委員名簿

役職等	氏名
東京大学大学院 工学系研究科 都市工学専攻 准教授	高見 淳史
特定非営利活動法人自転車政策・計画推進機構 理事長	古倉 宗治
モビリティ ジャーナリスト	楠田 悦子
一般財団法人日本自転車普及協会 参与兼事務局長	大島 武巳
埼玉県自転車軽自動車商協同組合 さいたま市支部連絡会 代表幹事	藤倉 幸親
埼玉県サイクリング協会 理事	山崎 辰雄
株式会社サイタマサイクルプロジェクト ホームタウン活動選手	千野 あゆみ
一般社団法人バイクランド 代表理事	岡野 俊介
OpenStreet 株式会社 代表取締役社長	工藤 智彰
ブリヂストンサイクル株式会社 ブランド推進担当 本部長	高井 幸次郎
東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 企画総務部 経営戦略ユニット ユニットリーダー	神保 成究
東武鉄道株式会社 東武大宮駅長	松林 政行
一般社団法人埼玉県バス協会 専務理事	関根 肇
一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 総務課長代理	吉原 淳子
一般社団法人埼玉県トラック協会 常務理事	山本 淳
株式会社白田ファインモータースクール品質保証部 教育マネージャー	吉村 修一
Wa-Life Labo 自転車安全利用コンサルタント	北方 真起
埼玉県警察さいたま市警察部 主席調査官	増田 健一
埼玉県県土整備部県土整備政策課 副課長	栗原 智

(令和8年4月)